

## 愛知県私立高等学校通信制課程に関する認可審査基準

### (趣旨)

第1条 知事が行う学校教育法（昭和22年法律第26号。）第4条第1項の規定による通信制の課程を置く私立高等学校（以下「実施校」という。）の設置又は広域の通信制の課程に係る学則変更の認可については、同法、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。）、「高等学校通信教育の質の確保・向上のためのガイドライン」（平成28年9月策定）その他関係法令によるほか、この基準により審査する。

### (基本方針)

第2条 15歳人口の動向を踏まえ、教育環境の改善及び学校経営の安定を考慮し、実施校の設置及び狭域の通信制課程の広域の通信制課程への変更は、当分の間、原則として抑制すること。

### (名称)

第3条 実施校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、既存の高等学校又は中等教育学校のものと同一又は紛らわしいものでないこと。

2 学科等の名称は、全日制又は定時制の課程と混同されるおそれがあるなど、教育内容について誤解を与えるものでないこと。

### (規模)

第4条 実施校の収容定員は、生徒の教育環境を確保するため、通信教育を行う区域に属する都道府県内の生徒数の将来の見込みと、その時点において学校が用意をしている指導体制、施設及び設備等を踏まえた適切な数であること。

2 通信教育連携協力施設を設置する場合には、通信教育連携協力施設ごとの定員を設定するものとし、通信教育連携協力施設の定員は、実施校の収容定員の範囲内でなければならないこと。

3 実施校の設置者は、実施校の収容定員及び通信教育連携協力施設の定員が適切であることを、根拠資料を用いて示すこと。

### (通信教育を行う区域)

第5条 通信教育を行う区域は、面接指導や試験等を実施する上で支障のない範囲で定めること。

2 通信教育を行う区域に他の都道府県を加える場合は、当該区域に属する都道府県内における生徒の募集見込等を踏まえた当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。また、通信教育連携協力施設を他の都道府県に設け

る場合も、当該都道府県の意向を考慮しなければならないこと。

(教職員組織)

第6条 実施校における通信制の課程に係る副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭及び教諭の数は、5又は当該課程に在籍する生徒数（新たに設置する通信制の課程にあつては、当該課程に在籍する生徒の見込数）を80で除して得た数のうちいずれか大きい方の数以上とし、かつ、教育上支障がないものとする。ただし、教諭は、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、助教諭又は講師をもってこれに代えることができ、実施校に置く教員等は、教育上必要と認められる場合は、他の学校の教員等と兼ねることができること。

- 2 実施校において編制する教育課程の実施に当たり必要な各教科の免許を持つ教員の配置がなされていること。
- 3 実施校には、生徒数に応じ、相当数の通信制の課程に係る事務職員を置かなければならないこと。
- 4 その他教職員の配置については、生徒の実態等を踏まえ、各教科・科目等の指導のほか、生徒指導、進路指導等の学校運営全般にわたり教育上支障がないものとする。
- 5 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第1項及び第2項の規定に基づき、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を置くこと。

(立地条件等)

第7条 実施校を設置する地域の実情及び実施校の周囲の環境については、別記により審査すること。

- 2 実施校の設置に当たっては、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）による土地取引の規制、都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画制限及び建築基準法（昭和25年法律第201号）による建築の制限に従うほか、農地法（昭和27年法律第229号）等の土地の利用規制に関する法令等の規定及び地方公共団体の定める土地開発指導要綱等の手続を遵守するものであること。

(施設及び設備)

第8条 実施校の校舎には、教室（普通教室、特別教室等）、図書室、保健室、職員室を備えるものとし、必要に応じて専門教育を施すための施設を設けること。特別教室には、実施校の教育課程に規定される教科・科目等の面接指導に必要な実験・実習等のための設備を備えること。また、体育の面接指導に必要な運動場等を確保すること。

(施設及び設備の所有)

第9条 校地、校舎等の施設及び設備は、負担附又は借用のものでないこと。

ただし、第14条第2項の借入金のための校地、校舎等の施設の担保及び次に掲げる場合における校地又は設備の借用については、この限りでない。

- (1) 国、地方公共団体、独立行政法人及びこれらに準ずるものの所有する土地の貸与について、申請時まで議会の議決等がなされており、開設年度以降20年以上にわたり確実に使用できる保証のある校地の借用である場合
- (2) 借用することが教育上合理的であると認められる設備を借用する場合

(施設及び設備等の整備)

第10条 設置しようとする実施校の施設及び設備等は、開設時期までに教育上支障のないように整備されるものであること。

(通信教育連携協力施設)

第11条 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、学則において面接指導等実施施設と学習等支援施設を区別し、それぞれの施設の名称、位置、定員など必要な事項を記載するものとする。

- 2 面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設（学校教育法第55条の規定による指定を受けた技能教育のための施設をいう。）その他の学校又は施設とすることができる。
- 3 通信教育連携協力施設は、周辺に教育にふさわしくない施設が立地していないなど、教育を行う上で適切な環境であること。
- 4 面接指導等実施施設の施設及び設備、指導体制等は、当該面接指導等実施施設と実施校との連携協力の内容等に応じて、実施校と同等の水準又は面接指導や試験等を適切に実施することができるものであること。
- 5 学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものであること。
- 6 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、前3項の基準を満たすことを確認し、その結果を文書により示すこと。また、当該通信教育連携協力施設を他の都道府県に設ける場合には、当該都道府県の知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準（当該基準が定められていないとき又は公表されていないときを除く。）を参酌して確認を行うものとし、その結果もあわせて文書により示すこと。
- 7 面接指導等実施施設において、例えば、理科、音楽、美術、家庭、情報、体育等の観察・実験、実習、実技等を行う必要のある教科・科目等の面接指導を行う場合においては、それに必要な施設及び設備や運動場等を確保すること。
- 8 面接指導等実施施設の施設や設備が負担付又は借用である場合は、実施校の設置者が安定的に使用できる契約等が締結されていること。

- 9 通信教育連携協力施設の名称は、当該通信教育連携協力施設が高等学校であるとの誤解を招くような名称その他不適切な名称でないこと。
- 10 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、その連携協力内容について、当該施設の設置者とあらかじめ文書による取り決めを行い、必要に応じて適切な指導・支援を行うよう努めること。ただし、実施校と当該施設の設置者が同一である場合には、この限りでない。
- 11 実施校の設置者は、通信教育連携協力施設において生徒募集等が行われる場合には、募集要項やパンフレット等において、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動の別や、それに係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるよう指導すること。

#### (通信教育の方法等)

第12条 通信教育の実施に当たっては、高等学校学習指導要領（平成30年文部科学省告示第68号）等に基づき、適切に実施すること。

- 2 実施校の設置者は、特に以下を満たす体制を整えること。
  - (1) 添削指導、面接指導及び試験並びにその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。
  - (2) 各教科・科目及び総合的な探究の時間、特別活動は、高等学校学習指導要領において定める添削指導の回数や面接指導の単位時間数の標準を踏まえた、十分な指導回数を確保すること。
  - (3) 添削指導に用いる課題については、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点から、文章で解答する記述式を一定量取り入れること。
  - (4) 面接指導については、生徒を実施校又は面接指導実施施設のいずれかに登校させて行うこと。この際、少人数で行うことを基本とし、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。
  - (5) 通信教育を行うに当たっては、試験並びに多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による報告課題の作成等によりその成果が満足できると認められる場合の面接指導等時間数の免除の運用等も含め、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を確保して行うこと。

#### (事業計画及び収支予算)

第13条 事業計画は、実施校として適切な計画が定められていること。

- 2 事業活動収支予算は、確実な計画に基づく収入及び実施校の教育上の必要に応じた十分な経費が計上されていること。

#### (設置経費)

第14条 新たに学校法人を設立して実施校を設置する場合（以下「新規法人設置」という。）における当該実施校の施設及び設備等の整備に要する経費

(以下「設置経費」という。)は、その全額の財源が寄付金をもって充てられており、設置認可申請時までには当該寄付金の全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された寄付金(当該申請時までには設置経費として支出された場合にあつては、当該支出された額を除く。)が保有されていること。

- 2 新規法人設置以外の場合にあつては、設置経費の財源として、寄付金、積立金、資産売却収入その他の設置者の負債とならない収入及び確実な償還計画に基づく借入金(当該申請時までにはこれらの全額が収納され、かつ、当該申請時において収納された全額(当該申請時までには設置経費として支出された場合にあつては、当該支出された額を除く。)が保有されていること。

#### (経常経費)

第15条 設置経費の財源としての寄付金のほか、設置認可申請時において、開設年度の経常経費の2分の1に相当する程度の額の寄付金(新規法人設置以外の場合にあつては、現金)を収納し、保有していること。

- 2 完成年度までの各年度の経常経費の財源については、生徒納付金、寄付金、資産運用収入その他確実な計画による資金を充てるものとし、借入金を充てるものではないこと。

#### (負債率等)

第16条 新規法人設置以外の場合における設置者の資産状況については、次に掲げる要件を満たし、適正と認められるものであること。

- (1) 実施校設置後における総資産額に対する総負債額(前受金を除く。)の割合が30パーセント以下であること。
- (2) 負債の償還が適正に行われ、かつ、その償還計画において、各年度の償還額が原則として当該年度の事業活動収入の20パーセントを上回らないものであること。

#### (既設校等の要件)

第17条 新規法人設置以外の場合にあつては、設置者の設置している他の学校等(以下「既設校等」という。)が次の要件を満たすものであること。

- (1) 既設校等の施設及び設備等が、この基準又は学校等の種別に応じ、別に定める設置認可審査基準等に適合していること。
- (2) 既設校等の在籍生徒数等が、その総定員等を著しく超過することがないこと。
- (3) 完成年度に至っていない既設校等がある場合には、当該既設校等の設置認可の際の設立計画が確実に履行されていること。
- (4) 既設校等の管理運営の適正を期し難いと認められる事実がないこと。

(設置認可申請書の提出期限等)

- 第18条 4月入学の実施校を設置しようとする者は、開校年度の前年度の10月31日までに、9月入学の実施校を設置する者は、開校年度の前年度の1月31日までに、4月及び9月以外の月に入学する実施校を設置しようとする者は、別に知事が定める提出期限までに、別に定める設置認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の設置認可申請書の提出があった場合には、知事は、開校日の前日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、申請者にその旨を速やかに通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により4月入学の実施校の設置認可を申請しようとする者は、開校年度の前々年度の7月31日(施設の設置を伴わない場合等にあつては、開設年度の前年度の7月31日)までに、9月入学の実施校の設置認可を申請しようとする者は、開校年度の前々年度の10月31日(施設の設置を伴わない場合等にあつては、開設年度の前年度の10月31日)までに、4月及び9月以外の月に入学する実施校を設置しようとする者は、別に知事が定める提出期限までに、別に定める設置計画書を知事に提出し、知事の承認を得なければならない。
  - 4 知事は、前項の設置計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。
  - 5 前項の設置計画書の内容に変更を生じた場合には、別に定める設置計画変更協議書を速やかに知事に提出しなければならない。
  - 6 第1項及び第3項の提出期限が休日等に該当するときは、これらの日の翌日をその期限とみなすこと。

(広域の通信制課程に係る学則変更認可)

- 第19条 広域の通信制課程に係る学則を4月から変更(収容定員に関する学則変更を除く。以下同じ。)しようとする者は、変更する前年度の10月31日までに、4月以外の月から変更しようとする者は、変更する7月前までに、別で定める認可申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前項の認可申請書の提出があった場合には、知事は、変更日の前日までに当該申請について認可するかどうかを決定し、申請者にその旨を速やかに通知するものとする。
  - 3 第1項の規定により認可(施設の設置を伴わない変更に係る認可を除く。)を申請しようとする者は、4月から変更しようとする者は、変更年度の前々年度の7月31日までに、4月以外の月から変更しようとする者は、変更年度の前々年度の10月31日までに、別に定める計画書を知事に提出し、知事の承認を得なければならない。
  - 4 知事は、前項の計画書を承認しようとする場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴くものとする。
  - 5 前項の計画書の内容に変更を生じた場合には、別に定める計画変更協議書

を速やかに知事に提出しなければならない。

- 6 学校教育法施行規則第4条第1項第1号から第7号まで及び第2項各号に掲げる事項以外の変更については、第1項で定める手続きを省略し、別に定める届出を知事に提出するものとする。
- 7 第1項及び第3項の提出期限が休日等に該当するときは、これらの日の翌日とその期限とみなすこと。

(その他)

- 第20条 実施校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に規定する学校いじめ防止基本方針、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する消防計画、学校保健安全法第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危険等発生時対処要領、高等学校通信教育規程第4条の3に規定する通信教育実施計画など、法令上作成することが義務付けられている計画について作成すること。
- 2 実施校は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって高等学校通信教育規程第14条第1項に規定する情報の公表を行うこと。その際、実施校及び通信教育連携協力施設における教育の方法・内容、授業料・入学料等の費用その他の情報について、生徒・保護者に誤解を招くおそれのないように適切に表示すること。

附 則

(施行期日)

この基準は、令和6年4月1日から施行し、同日以後の認可の申請から適用する。

## 別記（第7条関係）

### 1 設置しようとする地域の実情について

- (1) 当該地域の市町村等から設置の要請があるなど、当該実施校の設置が地域の意向に沿ったものであること。
- (2) 当該地域の人口及び生徒数の現況並びに将来の見通しからみて、将来にわたり健全な学校運営が見込まれるものであること。
- (3) 当該地域における既設の高等学校の配置状況からみて、設置しようとする実施校がその役割を十分果たすことができるものであること。
- (4) 当該地域の交通機関の状況等からみて、生徒の通学に支障がないものであること。
- (5) 当該地域の給水施設、排水施設等の配置状況及び能力からみて、学校運営に必要な給水、排水等に支障がないものであること。
- (6) (4)又は(5)の状況等によっては、必要な手段・措置を講じることにより、生徒の通学又は学校運営に支障を及ぼさないものであること。
- (7) その他学校設置に支障を及ぼす事情がない地域であること。

### 2 設置しようとする実施校の周囲の環境について

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、旅館業法（昭和23年法律第138号）等の清浄な風俗環境及び公衆衛生の保持に関する法令等の規定の趣旨に適合する環境であること。
- (2) 石油類、火薬類、高圧ガス、電気等の危険物による災害又は溢水、湛水、がけ崩れ等による災害の発生するおそれのない環境であること。
- (3) 騒音、ばい煙等による実施校における生徒等の健康の保護又は教育活動に支障を生じるおそれのない環境であること。
- (4) その他学校教育に支障を及ぼすことのない環境であること。